

千葉市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和3年1月28日

千葉市監査委員	大 木 正 人
同	宮 原 清 貴
同	伊 藤 康 平
同	向 後 保 雄

2千総業第293号

令和3年1月22日

千葉市監査委員	大木	正人	様
同	宮原	清貴	様
同	伊藤	康平	様
同	向後	保雄	様

千葉市長 熊谷 俊 人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年度及び令和元年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：介護保険事業における財務に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 介護保険料の賦課・徴収について

9. 介護保険住宅改修費の給付等について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
③設計内容の見直しについて【介護保険課・高齢福祉課】（報告書 P77） 住宅改修に係る審査等業務委託の仕様書には、原則として確認審査時における訪問調査に、専門技術者と看護師等が同行することを明記している。一方、住宅改修工事後の決定検査時においては、専門技術者が検査を実施し、必要に応じて看護師等が同行するとされている。仕様書に記載された業務実施方法を見ると、看護師と比較して、専門技術員の業務量が多いことを前提としているものとする。 しかし、事業者が市における予算編成時に参考見積もりとして提出したと考えられる積算書の内容には、専門技術員も看護師も2人ずつ12か月勤務する体制を予定しており、当該審査等業務への専従を前提に考えると、仕様書の内容と乖離が生じているものと考えられる。 また、市所管課はこのような専門技術員や看護師等の積算上の予定活動量に対して、これまでに業務従事状況を把握するための実績報告を入手していない。仕様書及び設計書に記載された標準的な業務量が実際にも適正に実施されているかを評価するためのデータが入手されておらず、業務委託の実質的な全体像を把握しておらず、受託者に対する適正な評価が期待されない状況である。 【結果】 専門技術員と看護師が実際にどの程度、審査等業務に従事しているのかを把握する必要があるため、受託事業者の業務報告の中に、申請案件1件当たりの審査等業務への従事時間等を記載させる様式を検討し、実績報告を行うよう検討されたい。	令和元年度から、業務完了報告時に、専門技術員及び看護師の従事状況等を示す資料も併せて提出させている。

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

第3-3 外部監査の結果：各論 I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

2. 千葉市桜木園について (2) 個別修繕の実施により取得した財産の管理について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
イ. 個別修繕により取得した財産について（報告書 P104） アルミパーテーション工事について、千葉市桜木園では、保健所への申請に基づく部屋の用途変更のため、建物付帯設備として修繕費勘定で会計処理を行っているため、財産の取得として扱われておらず、固定資産台帳へ記載されていない。 受託事業の中で取得した固定資産について、一般には、委託業務期間中は善良なる管理者の注意をもって管理し、委託業務終了後は委託者である千葉市の指示に従ってその管理を終了することが適当と考えられるため、その所有権は委託者である千葉市に帰属すべきものであると考えられる。しかし、本件については、当該資産の所有権の帰属について千葉市と千葉市社会福祉事業団の間で協議がなされておらず、取得財産として千葉市へ報告していない。また、本件は千葉市においても公有財産（建物付属設備）として建物台帳に計上すべきであるかどうか疑わしく、そもそも、修繕工事により取得した資産と考えられる。したがって、当該資産は、千葉市社会福祉事業団に所有権があるものとみなされる。また、当該個別修繕の対象であるアルミパーテーションは、1年を超えて使用する有形固定資産であり、1組の金額が10万円以上であるため、有形固定資産に該当する。 【結果①】 個別修繕を実施した場合であっても、修繕工事の実施内容により財産を取得する場合がある。アルミパーテーション工事の場合、新たに固定資産を取得したことになるため、千葉市社会福祉事業団経理規程等に従い、固定資産管理台帳等へ記載する等、適切に管理されたい。 【結果②】 また、受託事業の中で取得した固定資産について、所有権の帰属先、契約終了時の当該資産の取り扱い等を明確にすることを検討されたい。	【結果①について】 当該アルミパーテーションについては、千葉市社会福祉事業団経理規程等に従い、固定資産管理台帳へ記載した。 【結果②について】 千葉市桜木園の管理に関する基本協定書において、指定管理料を財源に取得した固定資産については市に所有権が帰属することを明記した。

平成 28 年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

第 3－3 外部監査の結果：各論 3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について

(5) 業務の外部委託について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
ア．業務委託の複数年契約について【和陽園】（報告書 P141） 和陽園においては、平成 27 年度に締結した委託業務契約に関して全て単年度の契約となっている。これは、経理規程第 71 条に基づき、長期継続契約を締結するためには定められた次の何れかに該当しなければならず、当該要件に該当しないと判断しているため、単年度の契約となっているものである。 i 電気、ガス、上下水道の仕様若しくは電気通信役務の提供を受ける契約 ii 物品の賃貸借契約において、契約業者が調達した賃貸借物品の初期投資額の回収に必要な期間を確保するため、複数年度にわたる契約を必要とするもので、理事長が別に定めるもの しかし、単年度の契約を一定期間継続した場合、当該継続期間を複数年年度の契約とした場合に比べて契約金額の総額が高くなる場合が多いと考えられる。また、複数年年度の契約を保証することにより、受託事業者側において、長期間にわたるノウハウの蓄積や業務効率の推進が見込まれるため、より高品質なサービス提供を受ける可能性が高まると考えられる。 更に、平成 23 年 11 月 1 日付けで各施設長に通知された、「入札及び契約の執行について（通知）」において、留意事項として「予算不担保のため、複数年契約を確約するものではないことに注意」と記載されていることから、複数年年度の契約を実施していないものと考えられる。 しかし、和陽園が運営している事業は、養護老人ホームや特別養護老人ホームなど、複数年度にわたり入居し利用することが想定される事業であり、将来にわたって収支が大きく変動しないと想定されるため、精度の高い将来収支予測が可能と考えられる。そのため、形式的に将来の予算が担保されていなくとも、将来収支予測に基づき、実質的に収益が見込まれ、委託業務について将来の	業務委託の複数年契約については、令和 2 年 4 月 1 日付けで長期継続契約に係る規定を整備した。

支出を予定することは可能と判断される。

以上より、委託業務契約に関して、複数年度にわたる契約との比較考慮せずに、単年度の契約を結んでいることは経済性、効率性の面でも合理的ではないと判断される。

【結果】

和陽園における業務の外部委託契約に当たっては、将来収支予測に基づき、実質的に収益が見込まれ、委託業務について将来の支出を予定することは可能と判断されるため、複数年契約の仕組みを検討されたい。

平成 28 年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

第 3－3 外部監査の結果：各論 3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について

(5) 業務の外部委託について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
イ. 委託に関する実施計画書の入手及び評価について【和陽園】（報告書 P142） 和陽園では、平成 27 年度の給食業務委託契約書において、仕様書に基づき契約業務に関する実施計画書を策定することとされている。 和陽園は、給食業務委託における実施計画書として、各種マニュアル（調理等）、業務代行保障制度及び緊急連絡体制を、また、特別養護老人ホーム（ユニット型）においては、その開設前後における計画表（横軸に 1 日の時間推移を記載し、縦軸に食数、従業員数、作業内容、各従業員の予定が記載された表）を実施計画書としている。 ここで、実施計画書は、業務委託仕様書に記載されている内容が、契約期間に渡って実施されるために、契約に際し、契約事業者が具体的な業務の実施方法を策定し、和陽園に提出するものである。そのため、和陽園で実施する施設行事、給食業務に携わる人員体制、当該人員への予防接種や各種検査など、年間の業務遂行計画に記載されている各項目について、契約事業者が準備しなければならない具体的な項目や実施する方法、また、突発的な事象の発生により、計画が実施できなかった場合の代替案などの計画が記載されるものとする。そして、和陽園はその記載された内容について実行可能性の検討を行い、契約事業者が当該業務を契約期間に亘って円滑に遂行できるかどうかについて、初めて判断することができるものである。そして、契約事業者が契約期間に亘って業務を円滑に遂行できると判断した場合に、契約を締結することとなる。そして、和陽園に提出された実施計画書に記載される具体的な項目が契約期間に亘って履行されているか、和陽園は実施計画書に基づき評価する必要がある。 しかし、和陽園が現時点で実施計画書としている資料では、様々な資料が個別に作成されているため、年間の業務遂行計画を体系的に一覧で確認することができず、また、年間を基準とした計画	本委託契約については、年間の業務計画を体系的に把握できる実施計画書を事業者に提出させるとともに、当該実施計画書に基づく履行状況の評価を実施している。

の記載が見受けられない。また、記載内容については、和陽園と契約事業者とが合意した内容であるのか、更には、実施計画書に基づき業務遂行状況を評価しているか等について確認することができない。

【結果】

和陽園は、給食業務委託において契約事業者が策定した実施計画書を入手し、当該内容を検討して、給食業務委託の実施計画書としなければならず、実施計画書に基づいて業務の遂行が実施されているかどうかについて評価することを実施されたい。

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

第3-3 外部監査の結果：各論 II 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の外部監査の結果

5. 雇用保険料預り金の会計処理について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
①過年度雇用保険料の預り金の滞留について（報告書 P205） 雇用保険料の会計処理及び貸借対照表等の上での表示について、平成28年3月期には、預り金を雑収入に振り替えていた（約700万円）。その内容としては、過年度において預り金を減少させるべきところを、誤って経費として処理していたものと推測されるが、発生当時を特定することができずその内容の真偽を確認ができなかった。 【結果】 預り金の残高を決算期ごとにその内容を確認し、決算時点でも貸借対照表や財産目録上に数年にわたって明らかに滞留しているもの、内容不明で残っているものがないよう、残高把握に努められたい。	雇用保険料の預り金については、残高把握を行っており、内容不明のものはない。

平成 28 年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

第 3-3 外部監査の結果：各論 II 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の外部監査の結果

8. 千葉市ハーモニープラザ管理運営業務委託について (2) モニタリングの内容について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
イ. 研修の受講率の算定方法の誤りについて【社会福祉研修センター】（報告書 P223） 研修の受講者数については、「社会福祉研修センター受講者数実績統計表」を作成し、定員数、参加者数、過不足人数を把握し、その原因を分析している。資料に基づいて実績報告書を作成して、受講率も算出している。例年と異なる方法で受講率を計算しているものがあった。数値のみを判断すると 100%を超える受講率となり、誤った情報で実績報告をしている状況である。 【結果】 実績報告書に記載する内容は、事業の状況を正確に伝える必要がある。報告書提出前に、前期比較等を実施し、異常値の有無等を把握し、計算誤りや記載誤りのない状態で報告するよう検証する手段の構築を検討されたい。	実績報告書の様式に、前年度実績のほか、留意点等を記載する備考欄を新たに設けることで、実績報告書の内容に誤りがないよう防止した。

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

2. 職員定期健康診断等業務委託（No. 9）【総務局総務部人材育成課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
（3）仕様内容（報告書 P79） 本委託契約は、健康診断の種別ごとの単価に、実際の受診者数を乗じて委託費が計算される単価契約である。そのため、入札時の募集要項には、健康診断の種別毎の想定受診者数が記載されている。また、この想定受診者数に検診種別毎の単価を乗じて予定価格が算定されている。 しかしながら、この想定受診者数には、実際に予想される人数よりも少ない人数が記載されている。平成29年度の一般健康診断の受診者数は、入札時の仕様書では4,500名だが、実績は5,253名であった。このような傾向は継続しており、予定価格積算の前提となる受診予定者数よりも実際の受診者数が多いことから、平成27年度から29年度のいずれの年度においても支払実績が予定価格を超過している。なお、市は雇用者として常時使用する労働者たる職員に定期健康診断を毎年受診させる義務を負っており（労働安全衛生法第66条第1項）、受診予定者数を想定しうる状況にある。 受診者数が少なく見積もられている原因は、執行可能予算内に予定価格を収めるためとのことである。予算総額は前年度実績に基づいて算定されているが、各部局へ執行可能予算が配付される段階で予算額の10%が留保される方針となっているため、当初の執行可能予算は予想される健診費用よりも少なくなっている。 執行予算の当初配当額が実際に予想される本委託契約の業務委託費よりも少ないため、受診者数を実際よりも少なく見積もることにより、予定価格の算定結果を不当に低く算定している。 その結果、入札時の仕様書に記載されている受診者数と実際に予想される受診者数が乖離しているため、入札参加事業者による事業規模に応じた単価の適切な積算を阻む要因となっている。また、過去に契約実績があり業務実態を知る事業者以外が落札・契約した場合に、想定した以上の業務量となり、適切な業務の履行が確保できないおそれがある。	本委託契約について、令和2年度契約分から、過去の受診者数の平均や採用予定人数により仕様書の発注予定数量を決定し、これに単価を乗じて予定価格を算定した。

【指摘】

実際に予想される必要数量に基づいて仕様を決定し、予定価格を算定されたい。

本契約においては、職員数や過去の受診率、採用予定人数などから受診者数を適切に見積もり、これに単価を乗じて予定価格を算定されたい。

市は職員に定期健康診断を受診させる義務があることから、受診者数は市が任意に決定できるものではない。そのため、予想される受診者数と単価を乗じた金額よりも執行予算が低い場合は、執行予算内に予定価格を抑えるため、検査項目の整理などの仕様の変更や適切な単価の算定を通じて単価を低減させることが必要である。そのような措置が適当ではない場合は、財政部門と協議の上、適切な予算の配当を受ける必要がある。

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

18. 特定健康診査等のデータ入力委託（No. 73）【保健福祉局健康部健康保険課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
（3）再委託の管理（報告書 P115） 市と千葉市医師会との間で締結した本業務委託に係る契約書では、特定健康診査実施の包括的な契約がされているが、本契約のうち、特定健康診査等記録の作成及び送付の業務については、「特定健康診査等結果データの電子化対応が困難な医療機関においても特定健康診査等の実施を可能とするため」という理由で再委託が行われている。 本契約書第11条第2項では、「再委託を行う場合、受託者または医療機関は当該委託先に対し、本契約に定める受託者の遵守義務と同等の義務を負わせるものとする」とあるが、千葉市医師会と再委託先との「健康診査等データ化代行サービスの契約書」（以下、「再委託契約書」という。）には、個人情報取扱特記事項が含まれていない。また、再委託契約書には、千葉市医師会による業務の調査権の規定（本契約書第13条に相当）や、再委託禁止の規定（本契約書第11条に相当）がない。 委託業務の履行状況について、市では再委託先の業務を直接モニタリングすることができない。そのため、本契約書第11条2項では、再委託先においても直接の委託先事業者である千葉市医師会と同様の義務を負わせるものとしているが、現状、それが再委託契約書によって担保されていない。 本委託業務は、ほぼ全てが再委託先によって実施されるものであるため、再委託契約書の条項の適切な措置及び千葉市医師会による業務のモニタリングが必要と考える。 【指摘】 再委託に当たっては、委託業務の適正性が担保されるように実施されたい。 本業務委託においては、再委託契約書の内容を「平成29年度特定健康診査等委託契約書」第11条2項に従ったものにし、また、委託先事業者による再委託先の業務に対する適切なモニタリングが行われるように、委託先事業者に指導されたい。	令和2年度から、再委託契約書において、個人情報取扱特記事項、千葉市医師会による調査権の規定及び再委託禁止の規定が盛り込まれた。

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

40. 街路樹維持管理業務委託（No. 150 他）、公園等維持管理業務委託（No. 155）【各公園緑地事務所】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
（3）競争性の確保（報告書 P171） ① 現状分析 街路樹維持管理業務及び公園等維持管理業務共に、市内地区を複数地区に分割し、入札参加資格の地区要件を市内に本店又は本社を構えている者（市内事業者）とした上で、希望型指名競争入札が執行されている。これは、「国等は物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済的合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるもの」とする中小企業者に関する国等の契約の基本方針によるものである。 （a）街路樹維持管理業務 本業務委託は、市内街路樹の維持管理のため、除草や草刈り等の業務を委託するものである。平成27年度から平成30年度の各年度における43地区すべてにおいて同一業者が落札している。また、各年度における落札率の平均は、平成27年度95.5%（各地区における落札率の単純平均、以下同じ。）、28年度96.1%、29年度93.8%、30年度91.8%という状況にあり、落札率自体は低下基調にあるものの、各年度の平均値は90%を超えている。 （b）公園等維持管理業務 本業務委託は、市内公園の維持管理のため、除草や草刈り等の業務を委託するものである。平成29年度において、各地区の委託先事業者は、56地区中50地区が平成27年度から29年度までの3年間で同一地区を落札している。また、各年度における落札率の平均は、平成27年度94.7%（各地区における落札率の単純平均、以下同じ。）、28年度94.1%、29年度94.5%、30年度93.7%という状況にあり、各年度で増減はあるものの、いずれも平均値で90%を超える高い水準にある。 ② 原因及び問題点 予定価格は、地区毎の仕様として定められる除草、芝刈、低木刈込等の各種作業の面積及び年間	本業務委託について、継続受注等の実態について調査を行ったところ、特に問題は認められなかったものの、競争性を十分に確保するため、次の見直しを行った。 ①設計内容の定型化を防ぐため、地区割りの見直しを行った。 ②入札参加者同士の不必要な接触を防止するため、入札参加受付及び入札の方法を郵送に変更した。 ③翌年度以後の予定価格を推定されにくくするため、入札結果の公表に際し、予定価格・最低制限価格を非公表にした。

回数に千葉市公園管理統一単価（市場単価）を乗じ、諸経費及びゴミ処理費を加算して算出される。作業面積や年間回数は実施作業毎に仕様で明らかとなっているため、各事業者は各種作業にかかる単価や一般経費を積算し、入札価格を決定している。このような中で、入札結果を確認したところ、各地区における事業者の入札価格に著しい差異は認められなかった。一方、街路樹維持管理業務においては、平成 27 年度から継続してすべての年度で各地区同一事業者が落札し、公園等維持管理業務においては、約 9 割の地区において同一事業者が落札しており、かつ、各年度で高落札が継続している。当該状況について発注課の見解を確認したところ、各地区で同一事業者が継続して落札している状況は把握しているものの、都市局の要綱に沿って入札の執行を行った結果であり、資格要件を満たす事業者が自由に参加できる希望型指名競争入札によっていることから、競争性は確保されていると考えているとの回答を受けた。このことから、すべての地区に係る落札者や落札率の状況を全体的に分析し、その原因を把握するには至っていない。

しかし、地方自治法や市契約規則、局の要綱に従い入札が執行されているものの、競争原理が働いているとは言い難く、当該状況が継続しているのであれば、その原因を分析した上で、入札方法や発注単位等の見直しを検討すべきである。また、地方公共団体が行う契約では、経済性、公正性や公平性の観点から競争性、透明性が求められるが、本契約事務においては、その目的を達成するための運用が不十分と考える。

【指摘】

各地区で同一事業者が長期にわたり継続して受注している実態について、落札率との関係も含めて調査を行い、その原因の究明に努めるとともに、競争性が十分に確保されるよう入札方法や発注単位等の見直しについて検討されたい。

